

粕監発第 14 号

令和 3 年 8 月 5 日

粕屋町長 箱 田 彰 様

粕屋町監査委員 柴 田 俊 一

粕屋町監査委員 田 代 勘

## 令和 2 年度決算審査及び定期監査の結果について

令和 2 年度の決算審査及び定期監査を令和 3 年 7 月 13 日から同月 30 日にかけて実施しましたので、その結果について報告します。

総括的には、町長の施政方針に沿った職務が遂行され、事務事業の目的達成のために適正かつ効率的で、町民の福祉の向上を基本理念とした予算執行がなされています。

また、庁内各課各部門において、経費削減の取り組みや費用対効果の検証・向上に努力が続けられています。特に、町の債権については、収納課を中心に徴収体制の強化が図られ、税・料金等の徴収率も上昇しており評価できます。

更に、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により当県において令和 2 年度中に二回の緊急事態宣言が発出されるなど未曾有の事態が生じる中、本町においては、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として町内すべての給付対象者に対する特別定額給付金給付事業を適切な執行体制(特別定額給付金事務室)を構築し迅速に給付を実行しており事態に即応した対応と評価できます。

加えて、感染症の予防として最も有効な手段として期待されるワクチン接種の準備について、当初はワクチンの特性や効果、開発や生産に不確定な要素もあり

自治体として情報が錯綜しワクチン接種の開始時期を見定めることが困難な状況にあるなかにおいても、ワクチン供給が可能となった場合に接種を希望する粕屋町民に速やかに接種が行えるよう接種体制(新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)を早期に構築(令和3年1月)するなど、町民の福祉の観点に立脚した適切かつ迅速な対応と評価できます。

ただ、国民健康保険特別会計については収支に恒常的な赤字が生じており、このままでは赤字幅の拡大も懸念される現状にあり、今後は黒字に向けての取り組みに努力されるよう要望します。

また、監査期間中に指摘した事項については、鋭意調査及び改善に努められるよう求めます。

細部については、さらに検討を要すべき次の事項を指摘・要望します。

## 記

### 1. 補助金の検証・見直しについて

補助金は、一定の行政目的を達成するため、特定の団体の活動に対して交付されるものであるが、時の経過とともに行政目的、補助の必要性等も変化していくものである。

厳しい財政状況が続く中、補助金の交付目的・団体の活動内容・補助金の算定・使途が適正であるか、定期的に行政評価を実施するとともに所管課においても常に交付目的に沿って執行されているか、その効果についての検証・見直しを行われたい。

### 2. 公有財産の適正な管理及び処分について

- ① 公有財産(普通財産)の売却については、財務規則第190条では、「適正な時価による」と規定している。売却にあたっては、十分な調査のもと、慎重な判断が必要である。

- ② 公有財産(普通財産)の売却予定価格の決定については、庁内における内部情報の共有を十分に行うとともに、必要に応じ外部機関に鑑定評価を依頼する等適正な時価の調査を行うことが必要である。

今回、適正な時価を得るための内部情報の共有及び調査並びに判断に精査が必要な案件が見受けられた。

公有財産(普通財産)の売却にあたっては、町民共有の財産の処分という観点に立ち財務規則等に照らし鑑定評価による適正な時価を得ることに併せて、原則としては入札手続きを踏まえて行われることが必要である旨、庁内において徹底し、売却価格の最大化に努められたい。

### 3. 内部統制制度の積極的な運用と推進について

本町においても内部統制が整備されることによって事務手続の流れ、リスク、ルールの可視化が図られ、事務の効率化が進められるとともに、内部統制に依拠した監査が可能となれば、より一層監査の質を高めることができる。

既に平成31年4月1日「粕屋町内部統制基本方針」が定められ内部統制制度の導入が進められているが、コロナ禍の発生をはじめ想定外リスクの発生に対応できるリスク管理体制を確立するための前提としても内部統制制度の積極的な運用と一層の推進に努められたい。

### 4. 業務の効率化を急ぐ必要性について

昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け役場としてやるべき仕事は膨大な仕事量に達するなど、予期せぬ事態となっている。

この中で本町においては庁内各課から職員を招集し「特別定額給付金事務室」「新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室」といったタスクフォースを構築することによって、庁内各部門との有機的連携に努め迅速かつ適切な業務執行が行われている。

しかしながら、業務遂行にあたる職員の残業時間が増加しておりその健

康状態が心配されるところである。

人手不足が深刻となるこのような状況下、役場全体でより一層の業務の効率化を図るためには、AI 及び RPA などの ICT 技術の導入を進めて業務の効率化を図ることが適切である。

既に「子ども未来課」などにおいては AI 及び RPA を積極的に活用し一定の成果を挙げている。

そこで役場全体で AI 及び RPA などの ICT 技術の導入をさらに進めることによって、一層の業務の効率化を図っていただきたい。

5. 委託契約をはじめとした契約の契約方法及び選定方法並びに事務執行体制の確立について

本町における委託契約をはじめとした契約の契約方法及び選定方法を見ると、契約方法については随意契約、選定方法については見積競争もしくは特命随意契約が多用されている。

他に代えがたい物品の提供や技術・技量あるいはサービスの提供を受ける場合を除き、適正な競争環境を町内中小企業者をはじめとした事業者等に提供するためにも、可能な限り指名競争入札制度をはじめとした競争入札による契約の契約方法及び選定方法を積極的に取り入れていただきたい。

また、そのためには競争入札をはじめ契約につき庁内各部各課から合議を求められる立場にある契約担当部門の事務執行体制の強化と確立について検討されたい。